

Title	独占確立期のAFL：一九〇〇-一九一四
Sub Title	AFL at the time of rising monopoly, 1900-1914
Author	川田, 寿
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.7 (1968. 7) ,p.739(23)- 766(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19680701-0023
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680701-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

就職先でのこのような事情がひとつの原因となって、大学での勉学に、積極性が欠けてくる。これが大学での勉学内容の現実からの遊離とからまって、両者は悪循環するようになりみえる。仕事に望みを失えば、青年のエネルギーはそのほかに向けられる。経済成長によって、生活水準が次第に向上してきても、それだけでいいということにはならない。高度化してくる教育水準に応ずるような仕事を用意しないと、現在の体制は能力を消化しえない青年の攻撃にさらされるおそれがある。人間はパンのみによって生きるものではなく、仕事のなかに生き甲斐を求めている。人びとに満足を与えるような仕事を用意することが、大企業の社会的責任として追及されかねない。生産至上主義を固守しうる時代は、次第に去りつつあるのではないか。ましてや、生産を制限してでも、利潤だけは確保するという経営方針は、社会的に通用しなくなってきたのである。

市場から組織への移行は、生産や利潤を自己目的とするような時代から、生産が人間欲求の充足を目的にすることを明示しなければならぬ時への転換を意味しているようである。そうであるならば、大して必要ではないものを生産するためには、仕事を無味乾燥なものにしてしまいかどうか反省されなくてはならない。生産能率を第一義的なものにし、仕事での満足をそれに従属させるのは、窮乏の時代にはやむをえないだろう。しかし、経済的生活が豊かになってくれば、このようなやり方は検討されなくてはならない。仕事の能率ではなく、それに従事する人びとの満足に関心をよせる場合、能率は最も大きくなると、人間関係論は説く。そのようであれば、問題は出てこないはずである。ところが、現実には、二者の択一を迫られることが少なくない。

現在の程度の組織社会においては、プロフェッショナルリズムは一部の人びとのものに限定されている。したがって、それを強調することは、エリート主義的なかおりをただよわせがちである。しかし、この論文の結びとしたいのは、高度に組織化された社会はプロフェッショナルリズムの普及によってのみ実現されるだろうということである。

独占確立期の AFL

—一九〇〇—一九一四—

川 田 寿

- はじめに
- 一 AFLの拡大
 - 二 使用者の労働組合対策
 - 三 労働組合の組織機構
 - 四 主要ストライキ
 - 五 AFLと政治

はじめに

一九〇〇年を中心としてアメリカ労働運動は、それに先行する十数年間に引続く資本主義の大転換の渦中におかれた。その結果として、一方では一八九〇年代に確立された純粹組合主義はますますその性格を鮮明にしていった。と同時に、これと対立する運動の方向も結集されていった。この間、独占資本の発展に伴って組合運動に動揺がおこったが、組合運動の主流は協調政策を固執して組織の維持につとめ、資本の一大攻勢に当りながらもその組織を維持する途を求めていった。そして保守的な排他的な狭い組合主義におちいって、決定的な時機に労働者階級の全面的指導を放棄し、社会目的を失うに

たった。このAFL主流の動向は内部に左翼反対派の活動を、外部に対立組合 (dual unionism) 出現の契機をつくった。

独占資本の強化は以上のように労働運動に反映したが、それはまた知識層の反独占運動を刺戟し、労働者のほかに農民や中間層を含む広汎な人民運動を發展させた。この人民運動は保守党による進歩主義政策の採用を刺戟して、反独占資本主義の世論を高めた。

このような潮流の変化は、この時期における労働運動の様相をいじめるしく複雑なものにした。本稿では主として労働運動の主流であったAFLの国際的にも顕著な特色が形成される過程を中心に論じ、これに対立するIWWを主とする同時期の左翼労働運動、経済的社会的背景、労働者状態等については、稿を改めてとりあげることにする。

一 AFLの拡大

前期との関連とAFLの特質 ナイツ・オブ・レーバーが凋落し、製鋼ストライキに破れたのちのAFLは労働組合主義を確立した。しかし組合運動の方向は統一されたものではなかった。組合の任務についての方針や綱領はまちまちであった。しかし組合運動の経験や階級斗争思想、反独占斗争・私有財産制度反対斗争等に対する幻滅感が高まっていた。同時に熟練労働者を中心とする労働組合が団体交渉によって日常目的を実現した事実が、組合主義への関心を高めた。その結果、熟練労働者の間では経済要求を中心とする職能別に結集された集団的利己心を刺戟して、彼等の排他的な労働組合強化の方向がおしすすめられた。この組合主義は一八八〇年代後半のAFLによって代表されたが、それは一八九〇年代の恐慌期を通じて独占資本との対決——敗北の経路をへて確立された。この経済主義偏向に対する強力な少数派の反対は続いたが、大勢はAFLを中心として実務的組合に傾いて、そのご長期にわたるAFLの方向を決定したのである。

このように労働組合運動を経済的活動にのみ局限する組合主義は、ナイツとの対決および独占資本との対決を通じて、一方の崩壊と他方への屈服によって、組合連合体としてのAFLの基本方針となった。この方針は組合主義者のみでなく、當時にあっては多くの社会主義者にも支持された。労働者階級とその他の生産者諸層との間の同盟は、一九世紀を通じて数十年にわたり、しばしばアメリカの全政治経済体制を脅かしたのではあったが、この多年の経験を通じてアメリカ労働者階級は労働者のみの組織を強化する必要を自覚し、広汎な人民層の政治的共同斗争を自然成長的な頼りにならないものとして否定するようになった。二〇世紀当初のアメリカ労働者の間には、特別な共通利害のあった場合と労働者自身の利害関係から必要とされる場合とを除いて、全人民的な斗争への関心は少なくなっていた。また階級意識も低く、むしろ使用者と労働者の利害の調和という思想が多かった。それ故当然社会主義者の主張する労使間の基本的階級対立という思想は労働組合には欠けていた。

労働組合は、労働者の直接的な経済上の利害関係を重要視し、特に職業支配を意図した。組織の自然単位は、同一職種に属するもの、同程度の熟練度と技術上の知識を有する労働者群であった。この熟練労働者間に限られ、彼等によって強く支持された労働組合は、職能・職種別連帯・職能独占を中心要求として排他的に団結し、雇用率の低いときでも使用者に対抗して交渉する力を維持し、また限られた目的を容易に実現することもできた。このように、AFLは労働者階級の終局目的である賃金制度の廃絶される理想社会の実現への希望を完全にすてて、資本主義制度内で手軽に実現できる賃金引上・時間短縮等に主力を向けることになった。

このほかAFLは同一職種労働者が重複する対立組合をつくることを断固として排撃した。それは狂暴な資本の反組合主義の下では労働組合をいかにして維持し存続させるかが重大問題であったからである。そこで、一つの組合がAFL加入を承認されれば、この組合に対する同種労働者の競争組合の出現は、AFLによって強力に妨げられた。その反面労働組合は熟練労働者の雇用関係の安定を重視したから、組合の組織が急速に拡大することを好まなかった。組合員にとっては、彼等

の職種内の職業は組合共有資産であり、この資産を守り拡大するためには果敢な斗争が行われた。⁽³⁾

AFLの経済主義的な組合主義は、ナイツの伝統を受けた急進的斗争をおさえつけ、ストライキやボイコットを制限し、統制と規律をたもつために各組合の中央集権を強化していった。また使用者と交渉して労働協約を結び、その協定事項を履行するよう努力した。そのために協約違反者に対する除名にいたる内部統制を実行した。組合員の脱落を防ぎ組織を安定化させるために高額な加入費と組合費を徴集し、また巨額のストライキ基金を積立てた。また組合員の排他的利益を守り、組合に対する使用者間の信頼を高める二つの目的から、雑多な職種労働者はいうまでもなく、同一職種の労働者であっても職能技術の低い労働者の組合加入を拒否した。

以上のように特定の労働者の利益のみを偏重する当然の結果、限られた組合員のみ雇用関係の安定が最も優先的に考えられ、その手段として労働協約が組合運動の終局目的とされるにいたった。労働協約の中心は使用者による労働組合の承認であり、これと交換に組合は資本主義制度を是認した。その結果、AFLはマルクス主義の階級的社会観およびそれと不可分に結び付いている社会主義社会実現の理論を否定した。

AFLの到達した労働組合主義は、その特質の当然の結果として多くの反対に当面せざるを得なかった。そしてこの対立斗争は、AFLをしてますます頑強な経済主義におしやうて行くことになり、多年にわたるアメリカ労働運動の立ちおくれの状態をもたらした。AFL組合主義に対する反対の主なるものは、資本主義の本質的な性格を無視するならば、労働者階級の状態は改善されない⁽⁴⁾。またAFLは一部労働貴族の排他的団結であって近代的大企業の労働構成を無視しているから未熟練労働者の反抗が余儀なくされる⁽⁵⁾、等であった。その結果、AFL内の紛争と正面から対立する重複労働組合運動(Chal unionism)の出現は不可避なものとなって発展した。

一九〇〇—一四年間の労働組合の拡大 一八八六—一九七一年間に労働組合員数は一〇〇万から四五万に減少したが、その間

組合数は引続き急激に増加した。⁽⁶⁾しかし大多数の組合は組合費が高く、組合員が少なく、ほとんど何等の活動もなく、僅かに共済活動に専念した。また全国連合体は恐慌期の労働不安と一部産業間の急進的斗争のために動揺して、経済的組合主義の存立すら危機にさらされた。しかも大企業の反組合主義に災いされて、製鋼等の産業では労働組合が根絶された。一八九三年の恐慌は多数のストライキを誘発したが、大多数は組合を防衛しようとする消極的なものであった。このような社会事情を反映して労働者のうちには社会主義的な政治行動を要求するものが多くなった。この恐慌と不安定な時期を通過しての

第一表 労働組合勢力変化⁽⁸⁾

年次	AFL, 全国 組合純増加数	組合員総数 (千)	AFL 加入者数 (千)
一八九九	一、九七九	六一一	三四九
一九〇〇	三、三〇〇	八六九	五四八
一九〇一	二、九〇六	一、一二五	七八八
一九〇二	四、一八五	一、三七六	〇二四
一九〇三	六、二一一	一、九一四	四六五
一九〇四	一、三六七	二、〇七三	六七六
五	二、五三三	二、〇二三	四九四
六	四、一五	一、九〇八	四五四
七	一、二八五	二、〇八〇	五三九
八	八、一五	二、一三一	五八七
九	一、三一	二、〇〇六	四八三
〇	九二九	二、一四一	五六二
一		二、三四三	七六二
二		二、四五二	七七〇
三		二、七二六	九九六
四		二、六八七	〇二一

ち、ゴムパースは恐慌の危機を通り抜け回復期に入れば直ちに新事態の下で有利な条件が与えられる、といった⁽⁷⁾。果して、熟練労働者間にはこの恐慌期に耐えた労働組合への大きな期待が拡がり、第一表の示すように大量に組合に入した⁽⁸⁾。

組合員は一九一四年まで僅か四年を除いて増加を続けた。減少した四年は、一九〇五—一九一四年であった。最も大幅な増加は一九〇四年までと一九一〇年以後であり、その間は停滞した。

以上は一応組合員の増大ではあったが、AFLのみについてみれば、増加の大部分が限られた少数の産業内にとどまって、新分野への組合の拡大は僅かであった。組合員の半数以上は、炭坑・鉄道・建築の分野の労働者であった。

しかも炭坑夫を除くほとんど全部は熟練労働者であった。それ故組織率は非常に低く、一九一〇年、産業全体を組織した場合でも石炭・岩石採掘・原油・ガスの二七・八%、熟練労働者を中心とした製造工業・機械・建築では一一・四%、交通・通信では一九・五%、サーヴィスでは僅か二%であった。⁽⁹⁾この点に排他的な職能労働者のみの利己的労働組合の限界が明らかにされている。

労働組合の組織率と関連して重要な問題は移民であった。一九〇〇—一九一〇年間は毎年八七万、一九一一—一三年間は毎年七五万の主として東南ヨーロッパよりの移民が大量に流入した。⁽¹⁰⁾新移民の絶対多数は労働運動の経験も少なくまた大量の移民が職場に流入することによって言語の通じない多様な民族の組合せは、AFLの政策と相まって労働者の団結を著るしく困難ならしめた。その上アメリカでは労使が民族的人種的に異っている場合が多く、そのために使用者の態度も苛酷になりやすく労使対立を容易に深めていった。

当時、近代機械の採用が普及していったために熟練労働者の必要度は減少していき、その結果使用者は低賃金に甘んじて働らく、そして労働組合と関係の少ない新移民労働者を歓迎した。⁽¹¹⁾この事態に接して労働組合は資本に抵抗する力もなく、単に移民制限運動のみ解決を求めようとした。他面、労働組合は移民の大量流入によって労働市場における競争が高まったために、未組織地域の労働者を組織する必要に迫られた。未組織地域の低賃金労働によって生産される商品は、組合労働者の製品を市場から駆逐していく。そのために未組織労働者の手でつくられた商品に対するポイコットが組合防衛手段として広汎に拡大されていった。競争市場の拡大と発展とは工場制度を発展させたが、これとならんで中小工場が多数残存していたため、この中小工場が労働組合にとって困難な問題となった。⁽¹²⁾工業部門では労働力の需要増よりもはるかに多くの動力を利用することになり、労働生産性は増大した。⁽¹³⁾

この期間、企業の集中が進行し、その結果巨大会社は小会社よりも労働組合に強力な抵抗ができた。ときとしては巨大企

業は利潤率が高く雇用関係が安定している点で組合に有利な場合もあったが、その大多数は極端な反組合主義であったため、当時のAFLの組織力をもってしては、AFLは企業の圏外におかれた。この状態を反映して労働者の生活水準は低く、不満は「進歩的な叛乱」又は「社会正義の要求」となり、また労働立法の要求ともなった。⁽¹⁴⁾

- (1) AFLの憲章前文は「階級対立の激化の前に労働者階級が労働組合に大同団結する必要」を強調している。しかしこの前文は一九世紀末か一九二〇世紀初頭以来一種の形式的なものとなつてしまつた。
- (2) Lorwin, L., American Federation of Labor, p. 53.
- (3) Perlman and Taft, History of Labor in the United States, Vol. 4, pp. 8—9.
- (4) Foster, W., History of the Communist Party of the United States, p. 92.
- (5) Sapos, D. J., Leftwing Unionism, p. 101.
- (6) Commons and others, History of Labor in the United States, Vol. 2, pp. 495—497.
- (7) Perlman, S., History of the Trade Union in U.S.A., pp. 135—136, from A. F. L., Convention Proceedings, 1899.
- (8) 組合純増加数およびAFL加入者数はPerlman and Taft, op. cit., pp. 13—14, その他はWolman, Ebb and Flow in Trade Unions, p. 16.
- (9) Wolman, op. cit., p. 118.
- (10) U.S. Commission of Immigration, Annual Report, 1931.
- (11) Perlman and Taft, op. cit., Vol. 3, pp. 15—33.
- (12) Biannual Census of Manufacture, pp. 18—19.
- (13) Douglas, P. H., The Theory of wages, pp. 113—121.
- (14) Mills and Montgomery, Economics of Labor, Vol. 1, pp. 85—115.

二 使用者の労働組合対策

すでにみたように、一八九〇年後期以後一九一〇年までに労働組合員数は約五〇万から二〇〇万に増大した。これに応じ

て全国組合の地方支部に対する統制力も拡大し、組合の柔軟性に富んだ統一行動も強力になった。また組合財政も確立して多額の出費をとまなうストライキにも支援を与えうるようになった。労働組合の発達は、ときとして当時は神聖視されていた使用者特権をも屈服させることもあった。このような状態のもとで、多くの使用者は労働組合を警戒し、強力な組合反対運動を展開した。それにもかかわらず一部の使用者は、団体交渉と労働協約にもとづいて労働関係を処理していった。

反組合活動 一九〇一年末の状況は組合排除活動に有利であると考えられた。多くの使用者は労働組合の進出を阻止しようと信じ、少なくとも組合がすでに根をおろしている産業では組合が更に拡大するのを防止することはできると考えていた。反組合活動は、はじめ中小企業を先頭とし、大企業がこれを支持したのであったが、そのうちに大企業が支配的地位を占めるようになるにつれ、巨大企業が徹底した反組合活動を展開していった。⁽¹⁵⁾

反組合活動の主な手段は、組合活動家の解雇、密偵による情報蒐集と組合破壊工作の推進、反組合宣伝、組合から労働者を引離す目的の各種の福利厚生事業の拡大等であった。これに加えて移民の大量流入と貧困・窮乏にもとづく労働力供給の増大とが、使用者の組合排除運動を有利に推進させた。

使用者の組合排除活動はオープン・ショップ運動として展開され、運動の進展に応じて多数の使用者団体がこれに参加した。⁽¹⁶⁾ 一九〇〇年オハイオ州デイトンに、この運動を目的とした使用者団体が組織され、アメリカ最初の完全なオープン・ショップ都市をつくった。一九〇六年までには、クロズド・ショップに徹底的に反対する使用者団体の数が増加し、ある団体はその加盟者に労働組合と一切の団体交渉を拒否させた。無数のこの種使用者団体が全アメリカの大小都市に組織され活潑な反労働組合十字軍活動を展開していった。

全国工業家協会⁽¹⁷⁾は一九〇三年頃、はげしいオープン・ショップ政策を決議採決し、その発意で包括的な反組合活動に専念するためのアメリカ市民産業協会⁽¹⁸⁾を組織し、反組合運動を推進した。また一九〇二年に組織されたアメリカ・ボイコット反

対協会は、積極的に反組合活動を行い、その結果一九〇八年シャーマン法の規定する独占的共謀が労働組合にも適用される、という最高裁判所の決定をもたらした。⁽¹⁹⁾

使用者の外に、労働者の職業別団体が労働組合との対立関係から反組合運動をたすけた。一九〇一年機械工組合から分裂した全国金属職業協会が、分裂の一年前からオープン・ショップ制を承認した全国協約を結んで、その後この協約を継続した。また全国鑄物工協会は、一九〇四年鑄物工組合との提携を拒否し、その翌年全国建設工組合が橋梁・建設鉄工労働者組合と対立して、前者はオープン・ショップの承認を余儀なくされた。⁽²⁰⁾

反組合宣伝と戦術 一九〇七年、全国工業家協会の働きかけで産業防衛全国評議会⁽²¹⁾が組織され、反組合政策の実現を意図した政治活動を進め、立法上使用者に有利な条件をつくらうとした。また一九〇三年に組織された市民産業協会はオープン・ショップ宣伝家を多数結集したものであった。

これらの団体は多様な反組合戦術を用いた。例えば団体加盟使用者がオープン・ショップを維持することを強要し、これに反するものは「階級の裏切者」又は「アメリカの裏切者」とされ、時としては団体加盟に際してクロズド・ショップ協約を結ばないことを誓約させられた。また労働争議に際して使用者は加盟団体より融資を与えられた。労働組合の支持する立法には積極的に反対し、その上オープン・ショップを世論が支持するために直接的間接的な運動が進められた。⁽²²⁾ その結果、使用者の立場には立っていない多数の知名人までがオープン・ショップ運動を支持した。ハーヴァード大学総長エリオットの如きは、スト破り労働者を「現代的英雄であり、非常に優れた型の人だ」とさえ公言したほどである。⁽²³⁾ このように、企業に対する労働組合の介入を排除して使用者の利益を推進することは、労働者をも含めた全アメリカ社会の利益である、という考えが宣伝された。また非組合員の労働する権利を守る使用者の義務についても強調された。

この使用者団体の反組合運動の結果、一八九七年以来前進を続けた労働組合は一九〇四年以後進出を阻止された。相当数

の産業や職業に組合が結成されたのであったが、それ以上の進展は妨げられ、かえってオープン・ショップに後退するよう余儀なくされた。また使用者団体の活動がなければ表面化しなかったような、労働組合に反対する世論がつくられていった。⁽²⁴⁾使用者団体の運動が最も効果的であったのは農村に囲まれた小都市であり、そこでは組合員数の減少よりも組合運動が全面的に後退していった。当時のアメリカでは未だに大都市よりも農村の比重が高く、政治的社会的基盤は農村におかれ、労働運動もこの基盤で試みられ、使用者の宣伝によって一種の外來思想の増大とみられるようになり、排除される傾向を強めていった。一九〇二年頃は硬炭ストライキ等でも世論は圧倒的に労働組合を支持していたのであったが、一九〇四―五年になると「労働トラスト」の巨大な力が一般国民や個人労働者を圧迫する、と考えるものが多くなった。⁽²⁵⁾

使用者団体に対する労働組合の抵抗 使用者団体の反組合運動も、一九〇八年頃から抬頭した政治的進歩主義や反独占気運の影響をうけて、世論の支持を失っていった。同時に労働組合の抵抗力も強化していった。しかし組合の抵抗は持続的統一なものではなかった。一九〇六年、AFL内部の社会主義者や西部の急進主義者はIWWに結集していった。彼等は使用者団体の攻撃をうけて後退を余儀なくされていたAFLに対して、産業所有者の財産権を脅かさずに労働者の職業上の安定を確立するなどという組合主義自体の誤りを実証するものである、とした。彼等はアメリカの企業代表者が労働組合の示した程度の微温な財産権の制約でさえ容赦なく弾圧根絶しようとし、労働協約による労働組合の承認や団体交渉にも反対する、と断定した。それ故彼等は、資本攻勢の当然の帰結は、労働者階級による資本制生産の社会関係の破壊を早める方向を決定づけるものである、という見解をとった。⁽²⁶⁾

AFL内外の保守的組合主義者は、使用者が労働組合を承認するのは使用者が余儀なくされたときだけである、と信じていた。それ故彼等は全国組合とその連合団体であるAFLの中央に集中された力を強化し、経済斗争の戦術を強化し、規律を厳重にし、ストライキ基金増加やその他の活動を強めることによって、如何なる場合にも組合の団結を増進させることができる、と考えた。この立場から、一方では組合の経済斗争を妨げる司法権の介入を除去する立法運動を盛んにし、また他方では経済斗争を強化するとともに、労働協約を誠実に履行し、抜打ストライキや悪意の斗争を禁じて、使用者の組合に対する信頼を高めようと努めた。これは使用者のオープン・ショップ運動を激しくした一部理由には少数の組合が余りにも無責任であった事実のあることも反省したためである。

協調主義団体の設立 AFL指導者は資本攻勢に対する防衛手段として、団体交渉や労働協約以外の手段によるより広汎な階級協調の場を求めた。この方針は左翼陣営からは階級斗争の原則を放棄したものとして攻撃された。この協調主義を最もよくあらわしているものとしては、ゴム・パース以下多数組合指導者が全国公民連盟⁽²⁷⁾を積極的に支持し、これに参加した事実がある。公民連盟は一八九〇年代の産業混乱期に、労・使・その他人道主義者が労働問題について多くの共通する利害関係を有するのであるから、労使は共に公共利益のため協調して平和的な関係をつくらねばならない、という仮定の下に設立された。この連盟はストライキとロックアウトは回避さるべきであり、労使関係は労働協約によって調整されるべきであり、さらに緊急事においては労使間の紛争は調停制度によって調整さるべきである、という綱領をかかげた。

使用者団体の攻勢で弱体化した労働組合はこの連盟のような団体を通じて、斗争を回避しながら使用者の承認や労働協約の締結につとめた。また使用者としても市場の拡大が続く限り、無用の斗争によらないでも労働組合が協約に誠実であるならば、労働組合にある程度の譲歩をしても充分な利潤が保証されることになる。

労働組合の協調主義はナイトおよび社会主義者との対立を通じて、さらに使用者の反組合活動によってAFL主流の重要な政策となった。その結果保守的労働組合主義は漸次使用者によって受け入れられるようになった。勿論オープン・ショップ運動を支持する使用者は多かったのではあるが、全国公民連盟の活動によって組合を承認するようになった使用者も相当数に達した。

労使協調を画策した公民連盟は斡旋機関を各州に設けて労使関係の調整をはかって、ある程度成果をあげた。⁽²⁸⁾しかし、連盟はその反面労働組合が戦闘性を排除することを要求した。当時のアメリカでは組織率が甚だ低かったので、激しい斗争なしには組合勢力の拡大強化は殆んど不可能な状態におちいつていた。この点ではゴム・パースはじめ保守的組合指導者は、当時の産業支配者に屈服して、彼等の欲心を求める余り、アメリカ労働運動を徹底的に沈滞させてしまったことにもなる。

例えば、クラフト・ユニオンの多くは、一応使用者に承認され望ましい団体とされるにいたったが、その結果進歩に対する意識を失い、組織の拡大によって労働者間の窮乏状態に対する斗争を推進することを放棄し、また未熟練労働者大衆を組織の外に放置して少数の熟練労働者のみの職業の安定と好条件の維持のみを偏重し、所謂排他的利己主義で固まった労働貴族層の形成とその地位の維持に専念することになった。その結果AFLは使用者の弾圧に屈して協調主義を体質にとり入れ、社会的展望を変え、その戦闘性を放棄し、甚だしく保守的な政治経済思想を労働運動内に拡大することになった。⁽²⁹⁾

労働協約の増加 この時代からAFLは経済的基礎の確立を重要視したので、労働協約の締結に最大の関心をしめた。協約は使用者による組合承認の終局的な形でもあった。協約の内容にもられる労働条件や保護規則の範囲が使用者によるその包括的権利の一部を労働組合へ譲渡したものと理解された。そして雇用条件やその他の協約条項の履行に関する協定は、団体交渉目的の成功とされた。それ故この観点よりすれば、一九〇〇—一四年間の労働協約の増加はAFL発展の重要な部分を占める。

一八九〇年以前にも協約は労使当事者間の直接交渉で結ばれた。⁽³⁰⁾しかし、それは例外的なものであった。一八九〇年ガラス容器産業は年一度の団体交渉による全国協約制度を確立した。また一八九一年には鋳物ストゥヴ組合は全国協約を結んで協約の発達に多くの特色をもたらした。⁽³¹⁾そのご一八九三年以後の恐慌期には協約関係は停滞したが、一八九七年の好況期の再現とともに多くの産業で団体交渉が盛んになった。一八九七年に始まった軟炭ストライキは九九年の協約締結で終結し

た。この協約は国際合同委員会を設けて団体交渉の場とすることを規定した。⁽³²⁾これに続いて硬炭分野でも労働協約が結ばれた。

建築産業では一八八〇年代より職業別組合と使用者間に紛争調整の制度が設けられ、各職業別の労働協約を都市別に統一する方向がとられた。⁽³³⁾常に最も保守的な実務組合主義を守った印刷工組合は一八九八年多年の計画の後に使用者側と交渉して、九時間労働、賃金の地域差を少なくすること、不公正競争を排除すること、を内容とする協約を結んだ。この組合は一八九八年には協約によって八時間制を実現した。鉄道関係労働組合も一八九〇年以前から協約を結んでいた。そのご鋳物、新聞、ストゥヴ、青銅磨工、機械工、陶工、作業服工、内陸荷役労働者等も労働協約を結ぶことになり、労働協約は増加したのであるが、組合運動の範囲を反映してその分野は著るしく局限されていたので、全アメリカの労使関係からみれば極く一部にすぎなかった。

労働協約は一方で労働組合を安定させ、他方ではその戦闘的性格を失う方向をたどらせた。他方、急進的労働組合は極端に協約関係を排斥して、原則として協約は斗争の自由を拘束し、労働組合を墮落させるものである、という考え方をもつようになった。そしてこの考え方はそのご数十年間にわたって一部組合の間で支持されていった。⁽³⁴⁾

(15) Lorwin, op. cit., pp. 76—84.

(16) Ibid., pp. 80—84.

(17) Taylor, A. G., The National Association of Manufacturers, University of Illinois Studies in Social Science, Vol. 15.

この経営者団体は一八九五年組織され、当初は産業発展のための経済政策関係圧力団体として活動したが、一九〇三年以後反組合活動を積極的に行った。

(18) Citizen's Industrial Association of America.

(19) Loewe v. Lawlor 事件、マンハリー帽子工事件の使用者 Loewe が、組合のボイコットに反対する団体結成を決議し、一九〇三年の N.A.M. 大会でボイコット反対協会を創設した。のち League for Industrial Right と改称したが、反組合闘争のための経営者団体である。Perlmán

and Taft, op. cit., pp. 133-136.

- (20) この種の運動は職能組合の活動が、外部労働者を排除することから始まり、この点で使用者の right to work という主張が労働者間の組合活動にとり入れられることとなった。Grant, Luke, The Bridge and Structural Iron Workers Union.
- (21) National Council for Industrial Defence.
- (22) Perlman and Taft, op. cit., pp. 134-135.
- (23) Eliot, C. W., Employers Policies in the Industrial Strife, Harper's Monthly Magazine, March 1905, pp. 529-532.
- (24) Perlman and Taft, op. cit., p. 83.
- (25) Ibid., pp. 136-137.
- (26) IWWについては別稿で論ずる予定であるが、Brissenden, IWW, 参照。
- (27) National Civic Federation. Lorwin, American Federation of Labor, pp. 64-65.
- (28) Perlman and Taft, op. cit., pp. 48-49.
- (29) AFL内部の社会主義者のコムバース批判が、コムバースの反階級的行動を制限したとみるものもあるが、その反対にこの対立が彼を極端な保守主義と協調主義に走らせたとするものもある。
- (30) National Labor Relations Board, Written Trade Agreements in Collective Bargaining, 1940, p. 20.
- (31) Perlman and Taft, op. cit., pp. 143-144. この協約は当事者間で解決できない紛争の処理について各級機関を設け、紛争継続中は原状を維持するよう定めた。この規定によつて同産業では多年にわたつて労使関係を平和的に調整した。
- (32) United Mine Workers Journal, February, 3, 1899.
- (33) Hacker, W., Industrial Relations in the Building Trade, pp. 346-463.
- (34) この傾向は IWW, TUUL, TUEL 等の左翼組合に代表された。

三 労働組合の組織機構

職能別組織 当時は炭鉱夫のように職能の境界が明らかでない場合を除いて、大多数の組合指導者が職能別の組織形態を最も自然なものと考えていた。ナイツの経験から総括的に労働者を組織することは、職業上の日常直接の利益を守るために

は効果がない、という考えである。それ故職能の別れているところでは職能別に組合が結成され、労働組合の連合体も結局は熟練職能労働者の職業上の利益を守るために団結を維持していくことを主目的としていた。⁽³⁵⁾

一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、職能組合の弱点はしばしば表面化した。組合員数が増加し、未組織労働者が組合に加入してくると、それらの労働者がどの職能組合に属すべきかの問題が多くなった。実際には産業の近代化につれて既成の管轄境界では割り切れないように職能労働者の作業内容が変わっていくので、特定の職業をどの組合の管轄に所属させるかについて、組張り争いがおこった。⁽³⁶⁾ また建築産業のように多数の職能組合が同一産業にある場合には、各組合間の労働条件の格差を少なくし統一することが困難となった。また職能組合は、熟練労働者のみを組織して、未熟練労働者をば全く無視したために、多数の未熟練労働者から敵視されることになった。

組合機構改革の問題 上述した職能別組合の混乱や弱点は労働組合の発展を阻害するという反省が高まり、各種の組合機構改革案がつくられた。その結果、関連職能組合の合同を進めて、各職能の狭い枠をはずし、職能の範囲を拡げ、近接している組合間の紛争を少なくした。また、各職能別組合間の連絡機関を設けて、各組合の対使用者交渉・労働協約・労働条件の改善等の経済目的の実現を促進しようとした。この後者が市評議会や州連合会である。⁽³⁷⁾

産業の近代化に立ちおくれた職能組合組織改革問題は、下部組合ではなく全国組合によつて全国組合の連合体 AFL においてとりあげられた。⁽³⁸⁾ 全国的な組合の統合が行われれば、弱小組合は大組合に吸収されることになり、したがって AFL の加盟組合の自治という原則に反することになるから、容易には実現されない。それ故職能別組合の乱立による非効率とそれから起る組張り紛争とを革めることは多年にわたつて実現不可能であった。近代産業に対応できるような労働組合の組織は産業別であるが、任意団体の AFL としては、問題の加盟組合に拒否されれば統合整理の成立は不可能になった。しかし一九〇〇年の AFL 大会では、狭い職能組合の自治が放棄されるべきである、と強調された。その翌年も同様に同一産業内の最

大組合に系列組合が吸収合同される改革方式がとりあげられた。それにも拘らず、合同の強行は大会によって拒否された。⁽³⁹⁾ 合同を促進する改革を断行すれば内部の反対と混乱がおり、これを放置すれば産業の近代化に対応できなくなる、という二律背反の矛盾に直面して、AFLは保守的伝統に屈服したのであった。それ故に、多年にわたって近代産業労働者大衆はAFLの組織外に放置されることになった。

職能組織の弱点 アメリカ労働組合の機構が職能労働者偏重であったために、抬頭した近代産業に対応するには多くの弱点が表面化した。そのためにAFLは幾多の手段を講じてこの弱点を除去しようとした。しかもその場合、各組合の自治権を侵さずに職能別組合の利益を保護することが必要であった。これは矛盾をそのままにしておいて、その矛盾から派生する欠陥を除去しようとするものであるから不可能にちかい問題であった。この難問題に対してAFLと加盟全国組合の指導者は、実務的組合主義者特有の日和見主義の態度に終始して事態を糊塗していった。

AFL指導者はまず一九〇五年以後、組合員の新加入を制限して組合員の増加をおさえた。そのため縄張り争いは少なくなった。また一九〇〇年代初期、各職能別組合を集めた職能評議会をつくって各種の組合間紛争を解決しようとした。例えば組合間の調整をはかり、新移民にも関連のある半熟練・未熟練労働者をも組織する方向がとられた。⁽⁴⁰⁾ また、AFL産業部を設けて加盟組合の機構改革を促進する手段を講じた。⁽⁴¹⁾ この産業部は同一産業内の職能別組合と複合職能組合が自治権をもったままAFL幹部の仮決定にもとづいて、連絡し統一を保つ方向をつくりだした。これはAFL最高幹部の日和見主義的な態度を批判する下部組合の圧力の結果実現したものである。

このような内部斗争を緩和し、その上近代産業に対抗しうるような産業別統一組織を意図した各種の手段も、実際に運営されることになるとなほど成果はあがらなかった。

(35) Lorwin, L., op. cit., p. 53.

(36) Blum, S., Jurisdictional Disputes Resulting from Structural Differences in America. Whitney, N. R., Jurisdiction in America Building Trades Unions.

(37) State Councils, State Federations.

(38) National Department を設立して職能組合の統合が試みられ、全国組合は積極的であったがAFLは冷やかであったので、改革は実現しなかった。

(39) Proceedings of Annual Convention of A.F.L., 1900, 1901.

(40) 機械工と大工の両職能組合はげしい管轄紛争を続けたが、各々勢力拡張をはかって組合費を引下げた。婦人服組合は職能範囲を拡げる改革を行い、一九一〇年頃には産業別合同組合となった。

(41) 産業部は一九〇八年建築関係につくられ、引続き金属、鉄道の部が加えられた。Perlmán and Tarr, op. cit., pp. 367-368. 参よる Mills and Montgomery, op. cit., p. 105.

四 主要ストライキ

巨大独占資本に屈服したAFLは、全国公民連盟の労資協調方式に組織存続の途を求めた。その結果一九〇〇—一九一四年はAFLの指導するストライキ斗争はむしろ減少していった。AFLの協調政策が強く前面におしだされてくると、保守的組合主義に反対する労働運動(IWW)が抬頭し急進的な斗争が彼等の手で推進されていったのであるが、ここでは主としてAFLの性格形成を示すような主流組合のストライキに限定する。

AFL主流組合の斗争は一九〇〇年当初には前より続く好況下の労働攻勢であり、石炭、印刷、シカゴ荷扱労働者、鉄鋼、衣服等の一連のストライキが代表的である。これに刺戟された使用者団体の反撃が展開され労働組合は全面的に後退した。この全面的後退期に急進主義が抬頭したのである。

炭坑夫ストライキ⁽⁴²⁾ 前世紀から組合運動の盛んであった炭坑夫は、一八九〇年代の苦難の斗争を通じ軟炭分野の労働協約締結に成功していた。硬炭分野では一八九七年以後のストライキに破れて一九〇〇年斗争が再燃した。硬炭坑夫も合同坑夫

組合に加入したのでミッチェルの指導でストライキは斗われた。ミッチェルは当時の国民世論が労働組合を無責任な斗争主義としてややとすれば非難しがちであった点を重要視して、使用者の組合弾圧・排斥政策にも拘らず、常に協動的な態度をもって協約尊重と斗争回避、第三者による調停仲裁による紛争解決等を主張し続けた。彼の慎重な指導が炭坑夫組合の一連の斗争を有利に導き勝利をもたらした、として歴史的に高く評価され、労使関係の解決に新しい方向を与えたものとされている。

一九〇〇年、硬炭坑夫は、採坑用火薬価格下げ、会社医療費引下げ、賃金の月二回現金支払、組合側立会による採炭の正確な計量、作業の公平な分配、賃金引上げ(二・五ドル以下二〇%、一・五〇—二・七五ドルは一五%、その他一〇%)を要求した。

最初組合は協動的態度を堅持したが、使用者が強硬に組合を無視したので、組合は逆にストライキに入り、当時は硬炭坑夫は従来の英国系労働者のほかに約半数の中・南ヨーロッパ移民労働者から混成されていたが、一五万に近い全硬炭坑夫の八割以上が職場に入ることを拒否した。ストライキ参加者は日毎に増加し、僅かの就労者をストライキに参加させるためにピケットが張られた。ある地域でピケットと治安官代理の間に衝突がおこり、一名の坑夫が殺され多数の労働者が負傷した。しかしこれは唯一の暴力事件であった。

ミッチェルは個々の使用者との交渉では解決されないことを知り、J・P・モルガンと面接して交渉した。その結果一律一〇%の賃上げと紛争を労使双方より選出された委員会にかけて処理する方針を決定してストライキを中止した⁽⁴³⁾。その翌年には、同じ協約の効力が延長され、そのご労働協約を結んで争議は解決した。

一九〇二年組合側は再度の要求を提出したが、使用者側は強硬に反対した。組合は直ちに執行部にストライキ権を移譲したが、組合は全国公民連盟にたよって平和的解決を期待した。この期待は使用者の調停拒否によって裏切られ、組合はスト

ライキに突入した。使用者は商店に働きかけて争議労働者に掛売を中止させ、また臨時の州警官千六百名を雇入れた。その後組合は消防夫・ポンプ係・技術者等の賃上げを要求した処、使用者が拒否したので、彼等にストライキ命令を出し、その八割が初日に罷業し、これに参加する労働者は増していった。

使用者は暴力事件のないのに多数の警備員の募集を公然と行い、罷業労働者に住宅より立退くよう命じた。このような強硬態度は、ストライキ開始後五〇日位たってから罷業労働者を激昂させ、炭坑やスト破りに対する襲撃が始まった。このころ坑夫組合の全国大会が召集され、ストライキ援助のため全組合員毎週一ドルの賦課金と全組合幹部の俸給二五%を徴集する決定がなされた。しかし軟炭坑夫の全国的同情ストライキは協約履行の立場からミッチェルが極力反対して決定より除いた。

争議開始より約二ヶ月半頃から暴力行使が増加していった。坑夫はスト破り雇用を阻止する決意をかため、各地に襲撃事件が増し、多数の死傷者をだした。これに対応して州兵が出動したので、組合幹部は社会秩序の維持を組合員に訴えたが、この種の事件は次々と起り、一四名の死者・六四名の重傷者等多数の死傷のほか、建物焼却・橋や列車の破壊、スト破りに関係ある教師に対する学童ストライキ等炭坑地域全体の社会不安が続いた。

長期ストライキは遂に貯炭の欠亡状態をもたらし、大統領の争議介入となった。大統領は労使双方の代表者と労働関係行政府を集めて協議し、当事者に対し特殊委員会を設けその審理に基づく裁定に服することを条件として争議の即時中止を求めた。この提案をミッチェルは直ちに承諾したが使用者は拒否した。争議状態は続いて、冬に向って石炭不足が社会不安を高めた。各地の争議解決要望にもなつて、いろいろな解決案が提出されたがまとまらずに、再度大統領の介入となった。大統領はJ・P・モルガンと会談した結果、使用者も大統領提案に服することを承認した。その結果五月一四日に開始した硬炭ストライキは五ヶ月余の長期斗争を陣容を崩さずに続けて、一〇月二一日職場復帰によって終結した。

大統領指名の委員会は、一九〇三年三月、一〇%賃上げ、各種紛争を処理するための斡旋委員会設置、採炭量測定に組合

立会人設置、運搬車の公平な配置、組合所属如何による差別待遇禁止、治安官代理を使用者が雇入れる制度の批判を裁定した。しかし、組合の要求した組合承認は除外された⁽⁴⁴⁾。

そのご一九〇四年使用者の賃下げに対し再度ストライキの危機があったが、ミッチェル達はこれを回避した。また炭坑夫は一九一二、一九一六年のストライキを通じて八時間労働を確立した⁽⁴⁵⁾。

このような炭坑夫組合の運動に対して、ユージン・デブス等急進主義者は、ミッチェル等の協調主義政策が広汎な同情ストを抑圧し、解決に大統領の介入を許し、ついで斗争することなく賃下げを承認した点を攻撃した。そしてミッチェルは自分自身とともに階級を売渡したと非難した⁽⁴⁶⁾。

印刷工の八時間労働獲得斗争 印刷工組合は最も保守的な指導者のもとに遅々として前進を続けた。労働組合が存続し発展するためには組合員の利益を実証的に守らなければならない。一九〇〇年印刷工組合は八時間労働実現の長期計画を立て、そのための斗争基金積立を決定した。一九〇二年には八時間委員会を設け一九〇五年一月一日以後にわたる八時間以上の労働を承認する協約締結を禁止する決定をなした。

一九〇四年組合長リンチが使用者団体大会に出て八時間労働実施を中入れたが全面的に拒否された。その結果組合大会は先の期日を一九〇六年一月まで延期して、その期間さらに斗争基金積立を行うこととした。この組合の戦斗準備によって労働間の対立は激化し、一九〇五年八月大企業は非組合員を雇入れはじめた。これは正面から組合のクローズド・ショップ政策への挑戦であった。

これに対して組合はゼネスト準備に入ったが、慎重にも斡旋解決の最後の努力として使用者団体と協議を試みたが拒否された。その結果、一九〇六年一月を期して全国一斉に八時間労働を要求する指令がだされた。準備基金のために多額の賦課金が決定され、同時にAFL執行部も全組合員の応援賦課金徴収を決定した。

ストライキは予定通り全国六九都市で開始された。はじめから長期斗争が予定されたが、四ヶ月後には全組合員約三万のうち一万六千名が八時間労働を実現した。また争議中他の印刷工組合が八時間労働を要求し、オープン・ショップを条件として承認された。争議中先の組合は屢々交渉を求め、遂に一九〇八年使用者団体も八時間労働を承認することとなった。

この争議は二年余にわたり、四百万ドル以上の失費と大都市の大企業と数千におよぶ小都市の企業の組織を犠牲にしたが、強硬な使用者に対抗して、過去二〇年にわたる組合の宿願を達成した。クラフト・ユニオンの利己的経済主義に固まっている組合が、このような計画的斗争を巨大な規模で団結を崩さずに敢行し得た歴史的事実は、彼等の多くの欠点にも拘らずその存在を軽視できないことを示した。

シカゴ荷扱労働者ストライキ⁽⁴⁸⁾ 一九〇五年シカゴ市の衣服工のストライキを応援するために、その当事者である使用者の貨物運送を拒否し、争議を拡大した荷扱夫組合は敗北した⁽⁴⁹⁾。この争議には弱小組合をAFLの市連合会が支援して統一斗争を発展させ、これに対抗して使用者側が共同戦線をつくり組合員を雇わない運送店をつくったので、非組合員の作業を阻止する各種の暴力行為が横行するにいたった。組合は刑事訴訟に問われながらも、長期にわたって斗争を続けた。しかし、結局は団結が崩れ、ゴムパース等の説得で妥協し、ストライキは終結した。このストライキは無準備ストの典型とされ、そのご保守的組合主義者が極力回避しようとしたものとなった。

製鋼ストライキ⁽⁵⁰⁾ 一九八八年から一九〇一年にわたる鉄鋼関係の企業合同がモルガンの手ですすめられ、遂に巨大独占企業U・S・スチール会社が成立した⁽⁵¹⁾。この巨大企業の成立は製造工程の大変革をもたらし、従来の熟練労働者を陳腐化し、その代り未熟練労働者を補充していった。従来労働組合は熟練労働者を中心とした組織方針であったから、この企業合同の進行は、組合にとって致命的なものとなる。組合は企業の合同に先立ち一九〇〇年に合同の結果どの組合に困難がおころうとも、全組合はその解決まで罷業することを決議した⁽⁵²⁾。

当時鉄鋼労働組合はホームステッド争議以来弱体化の道をたどっていた。それにも拘らずU・S・スティールも合同直後の融資や世論等を考慮して真正面から組合と対立することを不利と判断し、労使関係は系統内会社に分散して取扱わせることとした。⁽⁵³⁾そして当時の鉄鋼組合が強大企業との協約で組合承認工場と並んでオープン・ショップ工場を認めていた点に、会社側は組合弱体化の足がかりを求めた。

組合としては、紛争時には組合承認工場のみが閉鎖されオープン・ショップ工場は操業を続け、組合が根絶される危険からのがれるために、どうしても企業系列の全工場に組合を承認させることが必要であった。会社側のオープン・ショップを並列させる方針と組合の方針は対立した。二、三の会社におけるこの対立は結局組合のストライキ突入にまで発展した。系統三社の労働者のうち四万八千がストライキに参加した。その結果、調停者がモルガン、ガレーイ等の鉄鋼王と組合の間を斡旋したが、双方当事者とも根本的な対立を変更せずに決裂した。しかし力の関係に屈服した組合はストライキの実態に応じた協約——即ちストライキに立たなかった工場はオープン・ショップとする——を承認した。

この経験を通じて組合の危機に直面した指導者はゴムパースにAFLの総力を傾けて巨大独占資本と対決する必要を申入れた。ゴムパースは全面的にこれを拒否した。組合は執行委員会を開いて協議した結果、U・S・スティール会社全体のゼネスト突入を決定した。この報告に接して、ゴムパースが斗争中心地ピッツバーグに急行したところ、組合長に要請され、AFLの財政的支持を申出た。そこでストライキ決行に参加した労働者は六万二千名に達した。しかしストライキ参加労働者数はだんだんと減少し、スト破りは大量に中心地に送りこまれた。このようにして会社側の地位はますます有利になっていった。

この組合側の弱体化の機をみて全国公民連盟は争議前の原状による解決を提案し、炭坑夫組合長ミッチェルはこの案を使用者が拒否すれば坑夫は争議に参加してゼネストを断行することを宣言した、と伝えられた。しかしこの提案は使用側から拒否され、ストライキは続けられた。これに対して会社はつぎつぎとオープン・ショップの領域を拡げていき、またストライキの脱落者は増加していった。追いつめられた組合は、従業者の作業を妨害するものは解雇する、また一切の組織活動を禁止する等の労働組合の存在を根本から否定する少数の組合承認工場と多数のオープン・ショップを認める協約を結んで解決するよう余儀なくされた。⁽⁵⁴⁾

労働組合の決定的敗北をめぐって多くの論議が斗わされた。AFLの指導部ことにゴムパースに対する非難は大きかった。当時の世論は独占資本に対して批判的であったため、巨大独占企業の労働組合締出し政策に対する組織労働者の強大な統一斗争が発展すれば、鉄鋼労働組合は必ずしも完全な敗北に追いやられなかった⁽⁵⁵⁾、という考えは圧倒的に支持された。これらの非難に対して鉄鋼労働組合は協約違反のストライキを行ったため支持が困難であった、とゴムパース達は主張したのであった。

しかしその結末は、鉄鋼労働組合を全滅させ、さらにその他重要産業の労働組合が根絶されるほどに使用者のオープン・ショップ運動を刺激し発展させる契機をつくったのである。それ故この点でAFL自体の発展をその指導者が中断したともいわれている。ことに全国公民連盟に多大の期待をよせ、協調主義の代償として巨大な金融資本と企業より組合承認を与えられると信じた労働運動の指導者たちは、労働者の抵抗しようとする決意を支持する代りに争議の不拡大と早期解決を焦つて、協約上の義務履行を偏重しすぎ致命的な敗北をもたらしたのであった。⁽⁵⁶⁾しかもゴムパースは労働陣営内のモルガンの親友であるとの印象を残した。モルガンが労働組合に対して当時何を考えていたかについては、その十年後に明らかにされた⁽⁵⁷⁾。それによれば、製鋼ストライキ直前に会社の重役会は、労働組合の拡大を絶対に排除すべく断固たる立場をとること、をモルガンの提唱にもとづいて決議していたのであった。

たしかに企業の大規模な機構および技術の革新に対して、労働組合が過去の狭い組織に止まっていたのでは対等の斗争を期

待することができなかった。しかし抬頭する組合粉碎の方針が明示されたとき、組合をあげて消滅の運命を待つよりは、労働者階級の全力を結集して斗う途のみが残されていたのである。アメリカ労働者階級にとって一九〇一年は、この決定的斗争の絶好のときであった。当時モルガンは世論をおそれ、決戦を回避しようとしていたのであった。労働組合は確定的な勝利を約束されてはいなかったとしても、勝利の可能性は十分に存在していた。組合は危険をはらむとはいえ、この斗争を回避すべきではなかった⁽⁵⁸⁾という論議が多い。

この敗北に続いて機械工組合は金属業協会と対決してオープン・ショップの領域を拡大された。ついで都市交通労働組合は御用第二組合をつくる使用者の戦術によって消滅した。それらに続いて全国にわたって使用者の組合に対する攻撃がくりひろげられた。その結果、アメリカ基幹産業は少数の例外を除いて完全なオープン・ショップを確立し、のちのニュー・ Deal 期にいたるまで労働組合をこれら産業から一掃することに成功した。

- (42) Perlman and Taft, op. cit., pp. 31—38.
- (43) Ibid., p. 34.
- (44) Report of Anthracite Coal Commission, 1903, pp. 80-87.
- (45) ストライキ当初組合員数は約二万であったがストライキ突入後約二五万人の坑夫が参加した。調停によって解決されたので、非難がおこった。
- (46) Bimba, A., The History of the American Working Class, 1928, pp. 240-241.
- (47) Tracy, G. A., History of the Typographical Union, 1913.
- (48) Comming, John, The Chicago Teamsters Strike "Journal of Political Economy", September 1905, p. 537.
- (49) Perlman and Taft, op. cit., pp. 61—70.
- (50) Robinson, J. S., The Amalgamated Association of Iron, Steel and Tin Workers, Perlman and Taft, op. cit., pp. 97—107.
- (51) Wilgus, H. L., A Study of United Steel Corporation.
- (52) Report on Conditions of Employment in the Iron and Steel Industry in the U.S., Senate Documents No. 110, 62d, Congress, Vol. 3, p. 116.

- (53) Ibid., p. 497.
- (54) Ibid., p. 128.
- (55) Perlman and Taft, op. cit., p. 108.
- (56) Ibid., p. 110.
- (57) Stanley Congress Committee, Report on Investigation of U.S. Steel Corporation, p. 128
- (58) Ibid., pp. 108—109.

五 AFLと政治

AFLの苦情表 一九〇〇年代初頭に、AFLを独立政治行動へ進出させようとする社会主義者の活動が失敗し、AFLはますます経済主義を堅持することとなった⁽⁵⁹⁾。それにもかかわらず、情勢の変化は労働組合が政治をいつまでも無視しつづけることを困難にしていた。この場合でもAFLは政党と直結することを拒み、二大政党の間に介在して、それらの政策を支持しまたは反対して組合の主張を実現しようとした。

しかし、使用者の反組合活動が強化するにつれて、多くの組合員はAFL幹部の経済活動偏重と政治的中立主義に疑問をもつようになった。とくに当時の労働運動の中心であった職能別組合に参加する資格のない未組織労働者の大多数は、労働者保護の諸立法の成立を要望していた。またいわゆる「進歩的革命」の潮流は、知識人の反独占思想を中心としたものであったが広汎な立法改革の活動を展開していたし、イギリスでは一九〇六年労働党活動が活潑となり、その翌年労働争議法が成立した⁽⁶⁰⁾。このような国内国際の情勢は多数のアメリカ労働組合指導者の政治的関心を高めるに役立った。その上、当時ほとんどすべての重大なストライキが裁判所の差止命令^{インジャンクション}によって禁止強圧され、労働組合が違法な独占的共謀とみなされたのであった⁽⁶¹⁾。

これら多くの条件が労働組合の政治的関心を高めていった結果、全国または国際組合や親労働者の有識者のAFL批判が強くなり、その圧力の前にゴムパースは一九〇六年各全国組合の幹部を集めて政治問題を討議した。討議の結果、労働組合が要望する諸立法を苦情表⁽⁶²⁾として大統領および上・下両院議員に提出した。この苦情表には労働立法と政治経済上の改革案がのべられている。その主なものは、ナイフが要求し続けた年少者労働立法、無料公立学校、婦人参政権、民間銀行の発券業務禁止等の外に、当時の進歩的改良主義者の主張であった。後者は、移民制限、囚人労働製品の販売禁止、八時間労働、政府雇用者賃金を一般賃金水準にまで引上げること、労働差止命令の禁止、労働組合への反独占法適用除外等であった。そして議員がこれらの要望を無視すれば選挙行動に訴えるという態度を明らかにした。

選挙活動 この苦情表にもられたAFLの立法要請は法案として国会に上提されたが、議員の関心はよせられずに、全然無視されてしまった。その結果、AFLは中立主義をすてて政治活動を開始せざるを得なくなった。一九〇六年、AFL執行委員会は労働代表選出委員会⁽⁶³⁾を設け、加盟組合と友好的な団体や個人にむかって、民主・共和党候補決定の予備選挙にあたり親労働者の候補を支持することを要望した。そのために、反労働者の候補の得票は減じ、六名の組合主義者が当選した。⁽⁶⁴⁾ ゴムパース等は勝利を誇示したが、皮肉なことにはこの新国会は労働者が関心をよせていた諸法案に対して旧国会よりも反労働者となった。

一九〇六年のAFL大会は、ゴムパース等の政治活動によって、独立政党への進出を阻止した。保守政党に対する労働者間の反感の高まりは、AFL内にあった社会主義者の年来の主張を支持するものを増加させていったものではあるが、多数の保守的組合指導者はこの運動を通じて社会主義者がAFL内で進出することになり、労働組合の経済活動が混乱させられるという伝統的な恐怖からして、従来の無党派中立主義を支持した。それ故、AFLの政治活動は(友に酬い敵を罰する)旧い方式の中でのみ活潑になったに過ぎない。しかし、時代の変化は労働組合に政治手段を無視しつづけることを許さない段階に立

入ったことを明らかにした。そして一九〇六年以後AFLは初期の政治的無関心の状態を再現することは不可能であった。

労働差止命令禁止法案 一九〇八年のダンベリー帽子工事件判決の直後、AFL執行部は反独占法を労働組合弾圧の手段とした点に対して労働組合役員と農民団体代表の抗議集会を召集することを強調した。同年、AFLは最初の全国選挙活動を展開し、広汎な農民が支持していたブライアンを応援した。⁽⁶⁶⁾ 一九一二年にも同様活動をくりかえして、遂にウィルソン大統領が選出された。そして一九一四年には反独占法の修正法としてのクレイトン法が成立した。⁽⁶⁷⁾

クレイトン法の成立を労働組合は最大の立法目的の達成と信じ、労働差止命令からの解放、反独占法適用除外、労働組合の合法性とその存在を保障する争議戦術を行使する権利の確立が実現したものと信じたのであった。ゴムパースは同法を労働の「大憲章」または「人権宣言」と呼んで、これを異常に高く評価した。そのために従来の労働者階級による独立政党の支持者は、AFL指導者との論争にあたって甚だ不利な立場に立たされることになった。

しかし、この労働の「大憲章」は、その後一九三〇年代にいたるまで、最高裁判所の条理解釈によって、この立法以前に違法行為とされたすべての労働組合行為と同様な事例を一つたりとも合法として保護することがなかった。

これは立法機関である国会が反独占法の場合と全く同様に使用者の側に立っており、国民大衆または労働者大衆の強烈な要求を法文化して表面的にはこれを実現するが、法の効力が発生しないような技術的に巧みな仕組をほどこしていたからである。それ故、クレイトン法第六条の「人間労働は商品ではない」という労働者に友好的な文言は、何等労働者団体の存在と活動を禁止することを妨げてはいない。また同法第二〇条の労働差止命令制限についても、「財産権に加えられる回復しがたい損害を防止する必要がある限り」命令が発動されるべきでない、とが、労働の中止や「平和的な合法手段」による行動を勧誘し、「合法的目的のために合法的手段で」「平和的に」集会を開くことを差止命令で禁止すべきではない、⁽⁶⁸⁾ としている。しかも複雑な労使関係で「合法的」、「平和的」、とは何であるかについては全く解明されていない。このようにして

労働組合主義者の限られた政治活動の成果についての喜びは、現実にはさし迫る危機に対する予想からくる苦悩に変わっていった。

この期間におけるAFLの政治活動を通じて認められることは、実質的な立法上の効果をうむことには失敗したが、アメリカにおける労働者党の出現を妨げて、これを未然に解消させ、労働運動のアメリカ的特殊性を基礎づけた点では成功したのである。

- (59) 社会主義の活動については別稿を予定。
- (60) Report on the Royal Commission on Trade Disputes and Trade Combinations Act., (1906, Cd. 2825)
- (61) Loewe v. Lawlor, Danbery Hatters Case. 末弘博士記念論文集「団結権の研究」拙稿。
- (62) Bill of Grievance. Perlman and Taft, op. cit., pp. 152~153.
- (63) Labor Representation Committee. トムパース等AFL幹部を中心とした組織。
- (64) Perlman and Taft, op. cit., Vol. 4, p. 115.
- (65) Lorwin, L., op. cit., p. 90.
- (66) Ibid., pp. 116-122.
- (67) Clayton Act. 38 Stat. L. 730.
- (68) Clayton Act の立法解釈については多くの文献がある。Millis and Montgomery, op. cit., pp. 567-570.

わが国賃金決定機構の計量分析 (二)

佐野陽子

- I 序説
- II ファリップス・カーブをめぐる議論
- III わが国賃金変化率の計量分析
- IV 結語

I 序 説

本稿は「わが国賃金決定機構の計量分析(一)」(島田晴雄「三田学会雑誌」六一巻五号、昭和四三年五月)に続くものである。前稿では、私たちの研究の目的や賃金決定機構の制度的構造について述べるとともに、わが国賃金決定機構について若干の計量分析を行なった。その分析はわが国の春闘相場の決定要因を探るもので、主要産業大企業の春闘における賃上げの決定方程式を計測した。この稿は同じ線にそった研究であるけれど、特にここで明らかにしようとしたことは次の諸点である。

(一) 物価—賃金—雇用という一連の経済マクロ的な関係がある。特に貨幣賃金変動率の決定に関する計測を一括して「フィリップス・カーブ」と呼ばれるが、本稿はこのフィリップス・カーブに視点をおいて若干の位置づけと計測を行ないたいと思

わが国賃金決定機構の計量分析(一)